平成２８年（フ）第７４号
釧路市武佐１丁目30番26号
債務者　池田　栄治
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８９号
横浜市港北区高田東３丁目28番10号
債務者　樋口　　直
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６号
岐阜県瑞穂市野白新田406番地２　コーポはなみずき　105号、前住所岐阜県羽島市福寿町平方３丁目10番地（サンロフティⅢ－Ｄ号室）
債務者　鈴村　健二
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６１号
長崎県佐世保市針尾北町314番地、前住所佐賀県唐津市鏡1554番地
債務者　吉村　勝徳
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　公一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６０号
岩手県北上市中野町３丁目24番２号、旧住所岩手県北上市上野町２丁目31番４号
債務者　菊池　満弘
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５７号
宮城県大崎市鹿島台大迫字下志田182番地２
債務者　遊佐　和哉
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８号
山形県最上郡大蔵村大字清水2566番地11
債務者　今野かず子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１０７号
福井市文京４丁目19番２号　シャルム文京403号室、旧住所福井市足羽５丁目12番41号
債務者　大庭　弘之
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
福井市文京４丁目19番２号　シャルム文京403号室、旧住所福井市足羽５丁目12番41号
債務者　大庭惠美子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
福井市三郎丸４丁目507番地
債務者　中村慶嬉こと　金　　慶嬉
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
福井県越前市小松１丁目９番24号
債務者　江指　秀秋
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
福井市浅水町第107号７番地１
債務者　松井　英夫
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
福井県大野市若杉町117番地
債務者　伊藤　之夫
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
福井県丹生郡越前町下糸生第60号25番地
債務者　栃尾　宗裕
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
福井県坂井市三国町神明２丁目５番12号、旧住所福井市北四ツ居１丁目９番38号　コーポピラ202号
債務者　蟻塚　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
京都府船井郡京丹波町曽根宮ノ浦戸麦55番地37
債務者　西田　秀幸
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
京都府船井郡京丹波町曽根宮ノ浦戸麦55番地37
債務者　西田　明美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係